平成２２年（フ）第７５２号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台３番303号
債務者　吉田香津代
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２４号
福岡県田川市大字川宮374番地
債務者　服部　哲也
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１０８号
福岡県田川郡川崎町大字田原1654番地
債務者　野村　松則
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１１１号
福岡県田川市大字伊加利2054番地２
債務者　阪口ふくみ
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６８号
佐賀県唐津市久里1675番地２
債務者　田中　哲也
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第７１号
佐賀県唐津市和多田南先石３番26号　パインコーポＢ―203号
債務者　藤並　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３８６号
大分市萩原１丁目１番７―403号グリーンヒル平和公園通り
債務者　甲斐　弘樹
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４０７号
大分市緑が丘５丁目２番９号
債務者　四本　良子（旧姓塚原）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４１９号
大分市大字小池原344番地の９市営２Ａ４―502
債務者　大濱菜穂子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４２７号
大分市三川上４丁目２番９号
債務者　江藤　鈴乃
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２０４号
宮崎市波島２丁目34番８号
債務者　坂本　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１７号
宮崎市大字島之内9703番地24　フェニックスマンションＢ棟401号
債務者　宮脇　雅人
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４７号
宮崎市大字恒久5072番地２　メモリーハウス101号、前住所宮崎市下原町315番地14　メモリービル505号
債務者　藤田　二男
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０５号
宮崎市恒久３丁目５番地９　コウジィコート202号、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋7013番地　舞鶴団地Ｃ棟８号室
債務者　中武　奈月
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０７号
宮崎市恒久３丁目17番地１　市営住宅105棟６号
債務者　池田　武男
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４７号
宮崎県都城市立野町3770番地６　サンケイハイツＣ―103
債務者　加治木　享
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１７１号
宮崎県延岡市新町４番地４、住民票上の住所宮崎県延岡市惣領町22番６号
債務者　山浦　理恵
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部